



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名	ホーチキ株式会社
代表者	代表取締役取締役社長 金森 賢治
(コード番号	6745)
問合せ先責任者	専務取締役管理本部長 齊藤 順一
(TEL	03-3444-4111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 121 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、対象となる取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、変更するものであります（第 29 条、第 39 条）。

なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります（第 32 条、第 33 条）。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日（水）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 29 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第 30 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。<u>ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 34 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 29 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。</u></p> <p>第 34 条～第 38 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 39 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 39 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

以 上